

ごあいさつ

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年間、毎年3万人を超える深刻な状況で推移していました。国を挙げて総合的に自殺対策を推進する中で、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が、社会全体で取り組むべき問題として広く認識されるようになりました。それでも、依然年間2万人を超える命が自殺によって失われ、厳しい状況は続いています。このような状況の中、平成28年4月に改正された自殺対策基本法により、全ての都道府県及び市区町村において、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。



本市においても、自殺は「その多くが追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる社会的な問題」とあるという認識の下、市民一人ひとりが互いに助け合いながら、生きがいを持って自分らしく生きることができる「誰も自殺に追い込まれることのないみどり市」を目指して、「みどり市自殺対策行動計画」を策定いたしました。市民の皆様や企業、関係機関の方々とともに「生きることの支援」としての自殺対策、「気づき、寄り添い、つなぐ」自殺対策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定に際し、熱心なご審議や貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2019年（平成31年）3月

みどり市長 須藤 昭男

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の背景	5
2	趣旨	6
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	7
5	計画の数値目標	7

第2章 みどり市における自殺の特徴

1	自殺死亡率の推移	8
2	自殺の現状	8
1)	男女別自殺者の割合	8
2)	男女別自殺者数と自殺死亡率の推移	9
3)	男女別・年齢階級別自殺者数	9
4)	年齢階級別自殺者割合	10
5)	男女別・年齢階級別自殺者割合と自殺死亡率	10
6)	男女別・職業別自殺者割合	11
7)	自殺者の有職者内訳	11
8)	自殺の原因・動機	12
9)	自殺者の自殺未遂歴の有無	12
10)	自殺者等の居住地内訳	13
11)	自殺の傾向と支援が優先されるべき対象群	14
3	その他の状況	14
1)	地域の就業者の居住地・従業地	14
2)	規模別事業所と従業員割合	15

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1	施策体系	16
2	基本施策	17
1)	地域におけるネットワークの強化	17
2)	自殺対策を支える人材の育成	18
3)	市民への啓発と周知	18
4)	生きることの促進要因への支援	20
5)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	21
3	重点施策	22
1)	勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	22
2)	高齢者に関わる自殺対策の推進	23
3)	生活困窮者に関わる自殺対策の推進	23
4	生きる支援の関連施策（一覧）	24

第4章 自殺対策の推進体制等

1	自殺対策の推進体制	32
2	相談体制	32

第5章 資料

1	計画策定に係る会議開催状況	33
2	みどり市自殺対策行動計画策定推進会議 委員名簿	33
3	みどり市自殺対策行動計画策定ワーキンググループ 委員名簿	34
4	事務局	34
5	自殺対策基本法	35

